

# 国保だより

NO.104

発行：野田市 国保年金課 Tel7125-1111 内線3115～3118 令和2年10月1日

## 人間ドック費用助成や 無料の健診で健康づくりを支援

市では、国民健康保険に加入されている皆さまに、疾病の予防や早期発見、健康増進を図っていただくこうと、人間ドック検査費用の一部助成、無料の特定健康診査・若者健康診査や集団検診を実施しています。

### 人間ドック費用助成

【内容】人間ドック検査費用の2分の1（上限2万5千円）を助成

【要件】次のすべてに該当する方

- ①申請日に国民健康保険に加入しており、請求時に継続して被保険者である方
- ②年度当初に18歳以上の方
- ③国民健康保険料（税）に未納がない世帯に属する方
- ④検査結果数値を特定健康診査等に利用することに同意できる方

【申請方法】受検前に、人間ドック費用のおおよその金額及び受検医療機関名、受検日が分かるようにして、印鑑と国民健康保険証を持参し国保年金課又は支所・出張所にて申請してください。

【支給方法】検査費用を全額負担していただき、申請の際に案内をする必要書類を提出の上、助成額を振込します。

※一部医療機関では、健診時の支払いの際に助成額を差引いた金額の支払が可能です。詳しくはお問い合わせください。

### 特定健康診査・若者健康診査

【要件】

○特定健康診査：年度当初40歳以上で国民健康保険被保険者

○若者健康診査：年度当初18歳以上で特定健康診査該当年齢前の国民健康保険被保険者

【申請方法】該当の方には、令和2年6月下旬に受診券を送付しております。

【健診期間】令和2年11月30日まで

【健診費用】無料

【実施場所】市内指定医療機関

### 集団健診（関宿地域）

【要件】次のすべてに該当する方

①40歳以上（年度末年齢）の方で、集団健診の受診日に野田市の国民健康保険に加入されている方

②特定健診を受診されていない方

【申請方法】

・受付時間：8時30分から17時15分まで  
・電話又は窓口（保健センター又は関宿保健センター）で予約

【日程】完全予約制

健診日	会場	定員	受付時間 (予約時に選択)
10月25日(日)	関宿中央 公民館	100人	9時～9時30分
11月25日(水)	関宿保健 センター	100人	9時～10時30分
12月3日(水)	関宿 公民館	50人	10時30分～11時

※肝炎ウイルス検診と結核・肺がん検診も特定健診と同日に受診できます。詳しくは受診券をご確認ください。

【問合せ】

保健センター ☎7125・1188  
関宿保健センター ☎7198・5011

[1]

### 還付金詐欺に 「注意を！」

市役所や年金事務所など公的機関の職員を名乗り、医療費等の還付金手続のためにATMへ誘導して送金させる「還付金詐欺」が発生しています。

市役所では、還付金の受け取りについて、ATMで手続をしていたかどうかは一切ありません。

ATMの操作を求める電話は「詐欺」と考え、相手にせず、すぐに最寄りの警察署又は振り込め詐欺相談専用ダイヤルに連絡してください。

【お問合せ】

○野田警察署 ☎7125・0110  
○電話de詐欺相談専用ダイヤル

☎0120・494・506

# 国保特別会計の運営状況について

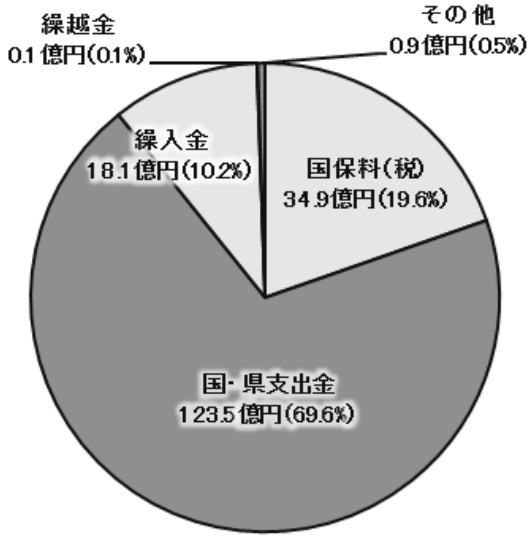
国民健康保険は、職場などの健康保険や後期高齢者医療制度に加入していない方を対象とした医療保険です。  
加入者の皆さまに納めていただく国保料と、国や県の負担金や交付金などを財源として、市と県が一体となって運営しています。

## 国保運営の現状

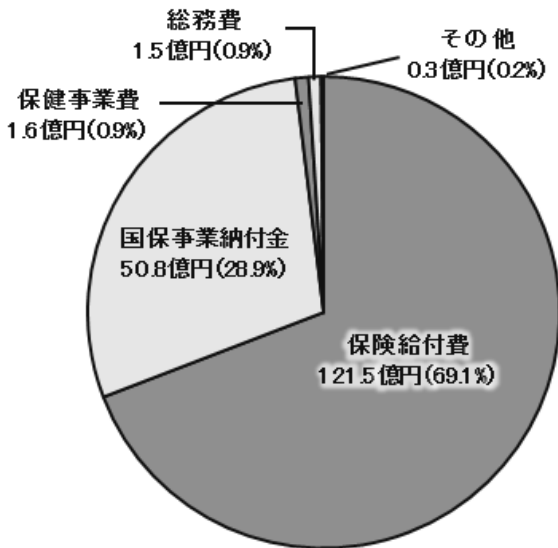
令和元年度の国保財政は、被保険者数の減少等により歳入、歳出ともに減少となりました。  
歳入の総額は約177億5千万円で、加入者の皆さまに納めていただいた国保料(税)は、全体の20

%の約34億9千万円を占め、被保険者数の減により前年度に比べ、約4億5千万円の減収となりました。  
歳出の総額は約175億7千万円で、主な支出は、保険給付費の約121億5千万円で、支出全体の69%を占めています。これは、病気やけがをした際に保険

## 歳入総額 177.5億円



## 歳出総額 175.7億円



者負担分として、医療機関に支払いをした金額で、前年度に比べ、約3億4千万円減少しています。  
平成30年度からは国保の広域化に伴い、千葉県とともに国民健康保険を運営しており、県全体の保険給付費に見合う納付金を、各市の医療費や所得等の状況に応じて千葉県に納めています。

## 国保財政の安定化に向けて

国保料(税)の徴収対策は、国保財政安定のためだけでなく、加入者間の負担の公平性を保つためにも大変重要です。このため、日曜・夜間の納付相談窓口の開設や、滞納者に対する給与や預金等の差押え等を積極的に実施しています。

また、医療費の適正化を図るため、保健事業(特定健診・特定保健指導・若者健診や人間ドック検査費用助成)に積極的に取り組み、疾病の予防、早期発見、早期治療といった健康管理や、ジェネリック医薬品の利用を促進するなど、医療費の節約を図ることに重点をおいた取組を行っています。  
国保財政の安定化のため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。



## 柔道整復師による施術を受ける方へ



近年、接骨院や整骨院等が皆さまの身近にあり、気軽にご利用になる方が多くなってきましたが、施術を受ける場合、健康保険が「使えるもの」と「使えないもの」が決められています。

柔道整復師へのかかり方を正しくご理解いただいた上で、施術を受けていただきませすようお願いいたします。



### 健康保険が使えるもの

(一部自己負担)

- 骨折、不全骨折、脱臼  
(医師の同意書が必要です。但し、応急手当の場合は不要)
- 急性の外傷性の捻挫・打撲・挫傷(肉離れなど)

### 健康保険が使えないもの

(全額自己負担)

- ×日常生活による疲れ、体調不良や単なる肩こり
- ×スポーツなどによる肉体疲労
- ×病氣(神経痛・五十肩・ヘルニア等)からくる痛み
- ×脳疾患後遺症などの慢性病

### 治療をうけるときの注意

①負傷原因を正確に伝えてください。

負傷原因が外傷性でない場合や労働災害・通勤災害の場合は、健

康保険が使えません。どのような原因で負傷したかを柔道整復師に正確に伝えましょう。  
②療養費支給申請書には、内容を確認してから必ず自分で署名又は捺印してください。

### 交通事故にあわれたときは

交通事故など、第三者(加害者)の行為が原因で負傷したときの治療費は、原則として加害者が負担すべきものですが、届出をすることによって国保で治療を受けられます。

交通事故にあわれたときは、まず落ち着いて行動し、必ず警察に連絡しましょう。そして、国保で治療を受ける場合には、必ず市役所に届出してください。

なお、加害者との話し合いがついて示談をすると、その示談の内容が優先されるため、国保で立て替えた保険給付費を加害者に請求できなくなる場合がありますので、必ず示談の前に市役所へご連絡ください。

### 届出に必要なもの

- ◇第三者行為による傷病届
- ◇交通事故証明書
- ◇被保険者証
- ◇印鑑
- ◇運転免許証



③施術が長期間にわたる場合は、かかりつけの医師に相談しましょう。  
症状の改善が見られない場合、内科的要因も考えられますので、かかりつけの医師に相談しましょう。

### 医療費通知の活用を!!

医療費通知は、年に4回送付しています。

1回目は8月に、令和2年1月から5月分の診療分の通知を送付しました。今後、6月から10月分を令和3年1月頃、11月分を令和3年2月頃、12月分を令和3年3月頃に送付する予定です。

医療費通知は、確定申告に使用できるほか、皆さまがどこの医療機関に受診したかが分かるようになっていきます。確定申告の際に、医療費通知がない分については、領収書に基づいて作成した明細書を添付してください。  
医療費通知に、皆さまが受診していない医療機関名の記載がありましたら、国保年金課までご連絡ください。

### 医療費節約のポイント

## 医療費を大切に

①かかりつけ医を持ち「はしご受診」や「重複受診」をしないようにしましょう

「はしご受診」や「重複受診」は受診するたびに自己負担金を支払うこととなります。  
また、薬の重複使用等で体にも悪影響を及ぼします。

②緊急時以外は診療時間内に受診しましょう  
診療時間外に受診すると加算料が加算されたりするため、医療費が高くなり、自己負担金が増えてしまいます。

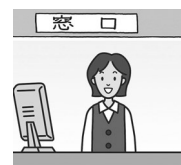
③領収書・明細書は保管しましょう  
どんな医療行為を受け、それによりいくら医療費がかかったのかを知ることができ、請求間違いなどにも気がつきやすくなります。

④ジェネリック医薬品を活用しましょう

生活習慣病(脂質異常症や高血圧症、糖尿病など)などの慢性的な病気で、長期間にわたって薬の服用が必要な人の場合は、薬剤の自己負担金が大きく減額されます。

また、初めて使用するお薬が長期間出された場合、ご自身の体質などをお医者さんとよく相談し、体質に合わない可能性のあるお薬は、短期間で出してもらわないように注意しましょう。

## 国保に加入するとき やめるときの手続は14日以内に



退職などで職場の健康保険をやめたときは『国保に加入する届出』、就職などで他の健康保険に加入したときは『国保をやめる届出』が必要です。

### ■国保に加入する届出が遅れると…

国保料は、加入の届出を行った日ではなく、国保の資格を取得した日（職場を退職した翌日）からさかのぼって納めていただくこととなります。届出をしない間は保険証がないため、その間にかかった医療費は、いったん全額自己負担になってしまいます。

届出をするとき	届出に必要なもの
職場の健康保険をやめたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険資格喪失証明書</li> <li>届出人の本人確認書類（運転免許証など）</li> <li>個人番号の分かるもの（加入する方全員分）</li> <li>年金手帳</li> </ul>
職場の健康保険に加入したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>国保の保険証</li> <li>職場の健康保険証</li> <li>届出人の本人確認書類（運転免許証など）</li> <li>個人番号の分かるもの</li> </ul>

### ■国保をやめる届出が遅れると…

やめる届出をするまでの間は、国保の加入者として国保料の納付をする必要があるため、健康保険料と二重に納めてしまうことがあります。

なお、国保をやめる日は、職場の健康保険証が交付された日ではなく、健康保険の資格を取得した日の翌日となります。職場の健康保険証が手元に届くまでの間に医療機関等を受診したい場合は、職場にご相談ください。うつかり国保の保険証で医療機関等を受診してしまつた場合は、国保が負担した医療費を後で返還していただくこととなります。

※国保料は、やめる届出を行った後に再計算し、変更になる場合は翌月以降に変更通知を郵送します。

### 【保険証を使うときの注意事項】

- 医療機関等で受診される場合は、必ず保険証を窓口提示してください。
- 住所など保険証の記載事項に変更があったときは14日以内に保険証を添えて、市役所へ届け出てください。
- 交通事故などで保険証を使用するときは、必ず届け出てください。
- 他人の保険証を使用したり、保険証を偽造するなど、不正に保険証を使用した場合は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受ける場合があります。

## 国保料の納付は 便利な口座振替で!!

口座振替（自動振込）は、金融機関などに行く手間が省け、納め忘れの心配もなく便利です。

市内金融機関と収税課及び国保年金課窓口にある所定の口座振替依頼書を記入し、申し込みください。

### 【申込み時の注意事項など】

- ・持ち物 預貯金通帳及び届出印
- ・納付義務者は世帯主です。
- ・廃止届出をしない限り、次年度以降も口座振替は継続されます。
- ※10月より、「ペイジー口座振替受付サービス」を開始します。

詳しくは、10月1日号の市報または、ホームページをご覧ください。

【HP検索】 1027663

## 全国のコンビニ等でも 国保料の納付ができます

納付の際は、納期や金額、期別をよくご確認のうえ納付してください。ただし、納期限を過ぎた納付書は使用できません。（納期限を過ぎても銀行ではご納付いただけます。）  
なお、領収証書は大切に保管してください。

## 納付相談窓口のご案内

【受付】市役所2階 収税課  
【開設時間】月・水・金曜日：8時30分～17時15分

火・木曜日：8時30分～20時  
日曜日（第2・第4日曜日）：8時30分～17時15分  
※土曜日、祝日（日曜日除く）及び年末年始は開設していません。

## マイナンバーカードの 健康保険証利用が始まります

令和3年3月より医療機関・薬局などで順次マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

これにより医療機関や薬局での受付がスムーズになるほか、将来的に限度額適用認定証がなくても限度額以上の一時的な支払いが不要になったり、自分の特定健診情報や薬剤情報を確認できるようになる予定です。

健康保険証として利用するために、マイナンバー（※）から利用の申込みが必要です。

### ※マイナポータル

子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

### 【マイナンバーについてのお問合せ】

マイナンバー総合フリーダイヤル  
☎0120・95・0178  
受付時間（年末年始を除く）  
平日 9時30分～20時  
土日祝 9時30分～17時30分